

運営権者収受額の臨時改定状況

宮城県企業局水道経営課

1. 運営権者収受額の臨時改定（実施契約書 第56条）

事業環境が著しく変化する場合として、以下に列挙する場合に、運営権者収受額の臨時改定を行う。

① 9個別事業共通の運営権者収受額の臨時改定（物価変動）

改定要因：一定の割合を超える変動があり、継続的に運営権者の負担が増減することが予想される場合

② 各流域下水道事業に係る運営権者収受額の臨時改定（動力費変動）

改定要因：流域下水道事業において、一定の割合を超える変動があり、継続的に運営権者の負担が増減することが予想される場合

③ 各工業用水道事業に係る運営権者収受額の臨時改定（需要変動）

改定要因：工業用水道事業において、一定割合を超えて契約水量が変動する場合

④ 9個別事業共通の運営権者収受額の臨時改定（法令等・税制の変更）

⑤ その他県及び運営権者が必要と認める場合（その他）

■発動条件（①物価変動（上工水）・③需要変動（工水）が発動中（R8.1時点））

事業	①物価変動	②動力費変動	③需要変動	④法令等・税制の変更	⑤その他
水道用水供給事業	○			○	○
工業用水道事業	○		○	○	○
流域下水道事業	○	○		○	○

1. 著しい物価変動に基づく
運営権者収受額の臨時改定
(実施契約書 第56条第1項第3号)

2. 臨時改定の計算式（実施契約書 別紙10-4第3項）

- **発動条件**：物価変動比率が物価割合（4% or 5%）を超えて変動する場合
- **改定対象**：物価変動費
- **計算式**：

臨時改定後の物価変動費 = 臨時改定前の物価変動費 × (物価変動比率 ± 物価割合)

※ ±は、物価下落の場合にプラス、物価上昇の場合にマイナスの計算を行うことを意味する

■ 物価割合

事業	物価割合
水道用水供給事業	5%
工業用水道事業	4%
流域下水道事業	4%

■ 運営権者収受額の構成項目と物価変動費

構成項目	物価変動費
人件費	○
薬品費	○
動力費	○
修繕費	○
保守点検費	○
廃棄物処理費	○
償却費	○
資産減耗費	○
その他営業費用	○
公租公課	
事業報酬	

3. 物価指標



▶ 参照される物価指標

物価指標①：宮城県が公表する名目賃金指数（宮城県、電気・ガス・熱供給・水道業、30人以上）

物価指標②：日本銀行が公表する消費税を除く企業物価指数（無機化学工業製品）

物価指標③：日本銀行が公表する消費税を除く企業物価指数（電力・都市ガス・水道）

物価指標④：日本銀行が公表する消費税を除く企業向けサービス価格指数における参考指標としての消費税を除く基本分類指數（総平均）

物価指標⑤：国土交通省が公表する建設工事費デフレーター（税抜）（上・工業用水道）

■ 運営権者収受額の構成項目と 参照される物価指標

構成項目	参照される物価指標
人件費	物価指標①
薬品費	物価指標②
動力費	物価指標③
修繕費	物価指標④
保守点検費	
廃棄物処理費	物価指標⑤
償却費	
資産減耗費	物価指標④
その他営業費用	
公租公課	(物価変動の対象にしない)
事業報酬	(物価変動の対象にしない)

4. 物価変動比率



➤ 物価変動比率の算出

物価変動比率は、基準期間※に対する検討対象期間における各物価指標の変動率を、各物価変動費の項目が物価変動費の合計に占める割合で加重平均して算出したもの

※基準期間：上工水：令和3年度の事業年度1年間（2021年4月～2022年3月）

下水：令和4年度の事業年度1年間（2022年4月～2023年3月）

■事業ごとの物価変動比率

事業種別	事業名	物価割合	R7. 9	R7. 10	R7. 11	R7. 12	R8. 1
	(検討対象期間)		R6/7～R7/6	R6/8～R7/7	R6/9～R7/8	R6/10～R7/9	R6/11～R7/10
水道用水供給事業	大崎広域	5%	109.14%	109.50%	109.76%	109.99%	110.18%
	仙南・仙塩広域	5%	109.33%	109.69%	109.94%	110.17%	110.36%
工業用水供給事業	仙塩	4%	109.90%	110.30%	110.57%	110.80%	110.98%
	仙台圏	4%	113.67%	114.05%	114.22%	114.41%	114.54%
	仙台北部	4%	105.61%	105.94%	106.23%	106.51%	106.73%
下水道事業	仙塩流域	4%	102.12%	102.34%	102.47%	102.67%	102.83%
	阿武隈川下流流域	4%	102.18%	102.43%	102.57%	102.79%	102.96%
	鳴瀬川流域	4%	102.41%	102.67%	102.83%	103.07%	103.25%
	吉田川流域	4%	102.03%	102.27%	102.44%	102.67%	102.86%

- ・実施契約書第56条第1項第3号に基づき、R6年4月から順次、臨時改定を実施
- ・直近5か月の状況は、やや上昇傾向

※流域下水道事業については、R6年度の定期改定時点で物価の安定が見通せなかつたため、R6年度の定期改定に加えて、R7年度にも定期改定を実施した。その結果、基準期間が上工水と1年ずれたため、臨時改定の対象外となった。なお、R7年度の定期改定により、運営権者収受額の算定に当たっては、適切な物価指標を適用できている。

2. 工業用水道事業における
運営権者収受額の臨時改定
(実施契約書 第56条第1項第1号)

5. 需要変動による臨時改定の発動条件



➤ **発動条件**：契約水量が需要割合を超えて変動する場合

➤ **計算式**：

(著しい需要減少) 臨時改定後の改定対象費 = 臨時改定直前の改定対象費 × (1 - 需要割合)

(著しい需要増加) 臨時改定後の改定対象費 = 臨時改定直前の改定対象費 × (1 + 需要割合)

■ 運営権者収受額の構成項目と改定対象費

構成項目	改定対象費
人件費	○
薬品費	
動力費	
修繕費	○
保守点検費	○
廃棄物処理費	
償却費	○
資産減耗費	○
その他営業費用	○
公租公課	
事業報酬	

■ 需要割合

事業名	需要割合	R8.1時点
仙塩工業用水道事業	4%	+3.32%
仙台圏工業用水道事業	5%	+11.25%
仙台北部工業用水道事業	5%	-4.69%

・令和7年7月1日より、仙台圏工業用水道事業において、需要変動（増）による臨時改定を実施。

6. 臨時改定後の運営権者収受額（まとめ）

➤ 臨時改定の実施

- ・水道用水供給事業は、物価変動に基づく月次運営権者収受額の臨時改定を実施
- ・工業用水道事業は、物価変動及び需要変動（仙台圏工水のみ）に基づく月次運営権者収受額の臨時改定を実施

■月次運営権者収受額の推移

(単位：円)

事業種別	事業名	臨時改定前	R7. 9	R7. 10	R7. 11	R7. 12	R8. 1
水道用水供給事業	大崎広域	113,898,542	118,106,882	118,476,319	118,737,013	118,971,872	119,161,350
	改定前との差額		+4,208,340	+4,577,777	+4,838,471	+5,073,330	+5,262,808
	仙南・仙塩広域	121,770,225	126,469,583	126,863,433	127,134,791	127,383,465	127,583,847
	改定前との差額		+4,699,358	+5,093,208	+5,364,566	+5,613,240	+5,813,622
工業用水供給事業	仙塩	20,156,863	21,217,836	21,290,806	21,339,647	21,380,233	21,412,807
	改定前との差額		+1,060,973	+1,133,943	+1,182,784	+1,223,370	+1,255,944
	仙台圏	11,195,132	12,581,763	12,620,540	12,638,524	12,658,115	12,672,095
	改定前との差額		+1,386,631	+1,425,408	+1,443,392	+1,462,983	+1,476,963
	仙台北部	4,311,408	4,372,975	4,385,498	4,396,896	4,407,279	4,416,013
下水道事業	改定前との差額		+61,567	+74,090	+85,488	+95,871	+104,605
	仙塩流域	122,706,627	122,706,627	122,706,627	122,706,627	122,706,627	122,706,627
	改定前との差額		±0	±0	±0	±0	±0
	阿武隈川下流域	118,268,503	118,268,503	118,268,503	118,268,503	118,268,503	118,268,503
	改定前との差額		±0	±0	±0	±0	±0
	鳴瀬川流域	15,464,593	15,464,593	15,464,593	15,464,593	15,464,593	15,464,593
	改定前との差額		±0	±0	±0	±0	±0
9事業合計	吉田川流域	41,671,441	41,671,441	41,671,441	41,671,441	41,671,441	41,671,441
	改定前との差額		±0	±0	±0	±0	±0
	改定前との差額	-	+11,416,869	+12,304,426	+12,914,701	+13,468,794	+13,913,942

- ・実施契約書第56条第1項第3号に基づき、R6年4月から順次、臨時改定を実施
- ・直近5か月の状況は、やや上昇傾向

※流域下水道事業については、R6年度の定期改定時点で物価の安定が見通せなかつたため、R6年度の定期改定に加えて、R7年度にも定期改定を実施した。その結果、基準期間が上工水と1年ずれたため、臨時改定の対象外となった。なお、R7年度の定期改定により、運営権者収受額の算定に当たっては、適切な物価指標を適用できている。